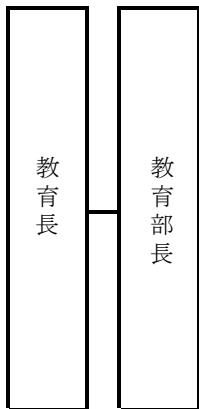


【教育委員会事務局組織図】



学務課	庶務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 教育委員会の会議に関する事。</li> <li>② 公印の管守及び文書の收受、発送、保存に関する事。</li> <li>③ 委員会規則及び規定の制定、改廃並びに公告に関する事。</li> <li>④ 事務局職員の人事に関する事。</li> <li>⑤ 儀式及び渉外に関する事。</li> <li>⑥ 陳情及び請願に関する事。</li> <li>⑦ 委員予算及び決算の総括に関する事。</li> <li>⑧ 学校配当予算に関する事。</li> <li>⑨ 教育及び学校教育施設に係わる調査及び統計に関する事。</li> <li>⑩ 学校用地の取得に関する事。</li> <li>⑪ 学校教育施設の管理運営に関する事。</li> <li>⑫ 学校教育施設の建設及び整備計画に関する事。</li> <li>⑬ 学校教育施設の営繕に関する事。</li> <li>⑭ 教職員住宅の貸付料に関する事。</li> <li>⑮ 事務局内他課及び課内他係の主管に属さない事。</li> </ul>
	学務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 学校の設置及び廃止に関する事。</li> <li>② 教職員の任免、内申その他人事に関する事。</li> <li>③ 教職員の服務及び研修に関する事。</li> <li>④ 教職員の福利厚生に関する事。</li> <li>⑤ 学齢児童、生徒の就学、入退学及び転学に関する事。</li> <li>⑥ 学級編制及び通学区域に関する事。</li> <li>⑦ 教科用図書その他教材教具の取り扱いに関する事。</li> <li>⑧ 就学援助に関する事。</li> <li>⑨ 奨学及び育英に関する事。</li> <li>⑩ 学校保健に関する事。</li> <li>⑪ 学校給食に関する事。</li> <li>⑫ 私学振興に関する事。</li> <li>⑬ その他学校教育に関する事。</li> </ul>
生涯学習課	社会教育係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会教育及び生涯学習の企画並びに振興に関する事。</li> <li>② 社会教育委員及び公民館運営審議会に関する事。</li> <li>③ 社会教育施設の設置及び廃止に関する事。</li> <li>④ 芸術・文化の振興に関する事。</li> <li>⑤ 公民館講座の開設に関する事。</li> <li>⑥ 市民憲章推進協議会に関する事。</li> <li>⑦ 社会教育関係団体の育成指導に関する事。</li> <li>⑧ 視聴覚教育に関する事。</li> <li>⑨ 家庭教育の向上に関する事。</li> <li>⑩ その他社会教育及び生涯学習に関する事。</li> <li>⑪ 課内他係の主管に属しない事。</li> </ul>
	管理係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会教育施設の管理運営に関する事。</li> <li>② 社会教育施設用地の取得及び処分の事務に関する事。</li> <li>③ その他社会教育施設の保全に関する事。</li> </ul>
	青少年係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 青少年の健全育成に関する事。</li> <li>② 青少年問題協議会に関する事。</li> <li>③ 少年補導センターに関する事。</li> <li>④ 留守家庭児童園の開設に関する事。</li> <li>⑤ 青年学園の開設に関する事。</li> <li>⑥ 青少年関係団体の育成指導に関する事。</li> <li>⑦ 体験活動に関する事。</li> <li>⑧ その他青少年に関する事。</li> </ul>
	スポーツ振興係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 社会体育施設の設置及び廃止に関する事。</li> <li>② 社会体育施設の管理運営に関する事。</li> <li>③ 社会体育施設用地の取得及び処分に関する事。</li> <li>④ 体育、スポーツ及びレクリエーションの振興に関する事。</li> <li>⑤ スポーツ推進委員に関する事。</li> <li>⑥ 学校開放事業に関する事。</li> <li>⑦ 体育団体の指導育成に関する事。</li> <li>⑧ その他社会体育に関する事。</li> </ul>

オホーツク青年の家	庶務係・指導係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 青少年団体、その他の者が行う団体宿泊訓練のための施設及び設備の利用に関する事。</li> <li>② 青少年団体その他の団体の宿泊訓練の実施及び研修団体に対し指導及び助言に関する事。</li> <li>③ 青年の家の主催事業の企画、実施に関する事。</li> <li>④ 事業についての広報に関する事。</li> <li>⑤ 青少年の団体宿泊訓練について、調査研究を行い資料を収集し、及びこれらの結果を利用に供すること。</li> <li>⑥ その他青年の家に関する事。</li> </ul>
博物館	業 務 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 博物館資料の収集、保管及び展示に関する事。</li> <li>② 博物館資料の広報活動に関する事。</li> <li>③ 博物館の主催事業の企画、運営に関する事。</li> <li>④ 文化財保護に関する事。</li> <li>⑤ 紋別市史編さん及び書籍並びに関係資料の管理と保存に関する事。</li> <li>⑥ 紋別市史編さん委員会に関する事。</li> <li>⑦ その他博物館に関する事。</li> </ul>
図書館	奉 仕 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 図書館資料の収集、保管及びその整理配架に関する事。</li> <li>② 図書館資料の貸し出しに関する事。</li> <li>③ 図書館の主催事業の企画、運営に関する事。</li> <li>④ その他図書館に関する事。</li> </ul>
渚滑市民センター	管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の沿革に関する事。</li> <li>② 施設の前算及び経理に関する事。</li> <li>③ 施設の管理運営に関する事。</li> <li>④ 施設の使用許可及び使用料の収納に関する事。</li> <li>⑤ 施設の物品の使用許可及び保管に関する事。</li> <li>⑥ その他施設に関する事。</li> </ul>
上渚滑町民センター	管 理 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施設の沿革に関する事。</li> <li>② 施設の前算及び経理に関する事。</li> <li>③ 施設の管理運営に関する事。</li> <li>④ 施設の使用許可及び使用料の収納に関する事。</li> <li>⑤ 施設の物品の使用許可及び保管に関する事。</li> <li>⑥ その他施設に関する事。</li> </ul>